

## 大阪市屋外広告物審議会第1回部会会議録

日 時：平成21年6月2日（火）

午前10時から午前12時

場 所：大阪市役所本庁舎 P1会議室

出席者：（審議会委員）

歌委員、舟橋委員、細田委員、山崎委員

（本市側）

勝田建設局理事、橋本路政担当課長、石川路政担当課長代理、  
牧田担当係長（路政担当）、中山担当係長（路上違反物件担当）

### ● 橋本路政担当課長

お待たせいたしました。ただ今から、大阪市屋外広告物審議会第1回部会を始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。私、本日の司会を務めさせていただきます 建設局管理部路政担当課長の橋本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは初めに、お手元の資料の確認をさせていただきます。

（資料確認）

なお、議事録作成のため審議会での発言を録音いたしますので、ご了承願います。

次に、本日出席の委員の方々をご紹介します。

（舟橋委員、歌委員、細田委員、山崎委員を順次紹介）

続きまして、本市の出席者を紹介いたします。

建設局 理事の勝田でございます。

路政担当課長代理の石川でございます。

路政担当係長の牧田でございます。

路上違反物件担当係長の中山でございます。

私は、路政担当課長の橋本でございます。

それでは、建設局 理事の勝田より、ご挨拶申し上げます。

● 勝田建設局理事

建設局理事の勝田でございます。

屋外広告物審議会の第1回部会の開催に当たり、私の方からご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、ご多用中にもかかわらず、本日の部会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、平素より大阪市政各般にわたりまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

近年、屋外広告物行政を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、良好な景観形成や公衆に対する危害の防止という観点から、これまでの規制強化に取り組んで参りましたが、一方で国土交通省から、道路利便施設の維持管理費の捻出や地域の活性化に資するものについては、道路上での広告物の掲出を柔軟に考える旨の道路占用の考え方の通知が出されたことから、本市には、広告物の禁止地域や禁止物件に、イベントの事業費や維持管理費に充てるため、広告物の掲出を認めて欲しいといった、規制緩和の要望が寄せられています。

しかしながら、市内には違反広告物が数多く掲出されており、景観上の観点だけでなく、安全なまちづくりの観点からも、その対応に苦慮しているという実態もございます。

本市といたしましては、このような規制緩和の要望に適切に答えていく必要がありますが、法律や条例の趣旨を損なうことのないよう検討していく必要がございます。

これらの状況を踏まえ、本日の部会では、委員の皆様方には、様々な角度から、それぞれの課題につきまして、ご審議いただけたらと考えております。

どうぞ、皆様方のご指導、お力添えを賜りますように、お願いを申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。

● 橋本路政担当課長

なお、勝田理事はここで公務のため退席させていただきます。

本日は、去る3月30日の屋外広告物審議会において、部会が設置されて以降、初めての部会開催となりますので、議事に入ります前に検討部会設置要綱第3条2項の規定に基づき、委員の互選による座長の選任をお願いいたします。

(舟橋会長に座長をお願いしたいとの声 ⇒異議なし)

● 橋本路政担当課長

それでは、委員の互選により、舟橋委員が座長に選任されましたので、以降の議事進行につきましては、舟橋座長をお願いいたします。

● 舟橋座長

ご指名をいただきまして座長を務めさせていただくことになりました。円滑な部会運営のため皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、検討部会設置要綱 第3条4項の規定に基づき、座長に事故ある時の職務代理者を指名します。歌委員をお願いしたいと思いますが、ご同意いただけますでしょうか。

(歌委員 了承)

● 舟橋座長

よろしくお願いいたします。併せて当部会の議事録も後日、大阪市ホームページで公開いたしますので、議事録の確認を委員の輪番でお願いすることとし、今回は 細田委員をお願いしたいと思います。ご同意いただけますでしょうか。

(細田委員 了承)

● 舟橋座長

それでは、これより議事に入ります。議事次第に従いまして、「公共施設等にかかる屋外広告物の規制のあり方について」を議論したいと思います。事務局から説明をお願いします。

● 石川路政担当課長代理

事務局石川の方から説明させていただきます。

「公共施設等にかかる屋外広告物の規制のあり方について」ですが、右肩に1と記載された資料をご覧ください。

3月の審議会でも一度説明させていただいておりますが、屋外広告物条例では、良好な景観または風致を維持するため広告物の表示や掲出物件の設置を禁止する区域・物件を決めています。

住環境や重要文化財・自然の景観を守る必要のある地域の他、官公署や学校、図書館、体育館の敷地が禁止区域に定められています。

また、禁止区域と同様に景観面での影響が大きいとして、道路空間内に設置される物件を禁止物件としています。橋、街路樹、街灯柱や道路標識など、

主に行政が設置し管理する物件は、管理上の観点でも禁止する理由のひとつとなっています。

禁止区域や禁止物件を定めながらそうした地域や物件でも設置する必要のあるものや設置しても景観への影響が少ないと考えられるもの、また他の法令で規定されているものは適用除外物件とされています。

例えば、公職選挙法で定められている選挙の投票日の周知横断幕がこれにあたります。他にも、公共的な広告物、例えば道路工事や交通規制の周知、確定申告の周知の掲出などもそうです。

また7㎡以内の自家用広告物、例えばビルの名称や営業している店舗に店の名前を出すなどは、景観への影響が少ないとの考えで、適用除外にしています。

資料の右肩番号4～6で、大阪府下の府市でどのような取り扱いをしているかをお示ししています。

次に右肩番号に2と書かれた資料に行かせていただきます。

このように条例で広告物の規制を行っているのですが、禁止物件や禁止地域の規定が設けられた時代には考えられなかった、公共施設を対象としたネーミングライツ事業や民間広告の掲出が近年ではあちらこちらで見られるようになっていきます。

こうした中、国土交通省では、昨年3月に「地域における公共的取り組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取り扱いについて」という通知を出し、道路行政での規制緩和を打ち出しました。

通知は、屋外広告物の規制の概念ではなく、あくまでも地域活性化を目的とした道路占用での規制緩和で、道路交通の安全の確保や屋外広告物条例等による規制との整合性を図ることとなっていますが、この通知が出されたことで規制緩和の要望が出されており、屋外広告物の規制にも踏み込むようなものになっております。資料2は、その事項を整理したものです。

次に横長の資料の説明に入ります。この資料では、検討をお願いしたい項目を一覧表にしています。

まずアで道路照明灯へのバナー広告の掲出についてです。

現在の取り扱いでは、道路照明灯は、禁止物件の「街灯柱」にあたるため広告を設置してはならない物件です。ただし、公益上やむをえないとして、「本市が主催するイベントの周知バナー」は適用除外として、5分の1の大きさまで協賛企業およびロゴの掲出を認めています。道路照明灯が禁止物件とされているのは、先に述べた管理上の観点と信号機・道路標識の妨害や見通し不良という危害防止の観点からだと考えられます。こうしたことから、交差点部分での掲出は認めないなどの条件も付されています。

国土交通省の通達では、地域における公共的な取り組みに要する費用への充当を目的とするものということで、イベントの実施が地域活性化に寄与するという観点から道路占用を認める方針を示しています。通達では、イベントの実施主体として地方公共団体、地方公共団体を含む地域住民・団体等など関係者からなる協議会や地方公共団体が支援するイベントの実施主体などで、商品や商品名そのものの表示も認めるものです。

現在認めているバナーの事例は、資料集の資料7にあります。他に商品をのせた場合の事例も参考に資料としています。

次にイとしまして、歩道橋への広告の掲出についてです。

歩道橋も禁止物件にあたるため設置してはならない取り扱いですが、現在は例外的に屋根のある構造の橋の内側への掲出は、交通管理者とも協議の上、許可しています。条例で言う橋は屋根のある構造を想定としていないと考えられることからこの取り扱いとしています。

通達では、道路管理者が維持管理費用に充当するための目的であれば設置を認める方針です。設置主体は、道路管理者ということで地方公共団体が想定されています。

あくまでも考えているのは、橋の内側で、外側に関して認めることは交通阻害の観点からも支障があり、禁止の趣旨からも好ましくないと考えております。

次にウですが、広告の設置制限をしている物件たとえば、商店街が設置主体であるアーケードや街路灯への広告掲出です。

アーケードや街路灯は屋外広告物条例上では禁止物件となっておりますが、主に道路占用の取扱いで掲出できないことにされています。現在の取扱いは、街路灯には占有者名の表示、アーケードには「大売出しなどの臨時的なPRにあたる吊りバトンへの広告」は許可されています。

基本的に道路占用では、広告物の掲出を認めない方針が大前提でしたが、これを国土交通省は規制緩和の流れの中で通達により「道路利便施設の維持管理費充当」という目的ならば認める方向です。

ただし、一定条件として費用が維持管理に充当されていることについて収支状況の公開等を行い、透明性を確保することや道路管理者や景観担当者、交通管理者などを含む協議会をつくりそこで取扱方針を検討したうえで、認めるなどの手法が示されています。

このア・イ・ウにつきましては、国土交通省の通達にもあるような道路占用を伴う広告物の規制緩和に関するものです。

次が、大阪市役所本庁舎や区役所等への広告の掲出についてです。

現在は、禁止地域の官公署にあたるため設置は認められていません。ただし、公益上やむをえない物件の掲出は認められています。官公署が禁止地域とされているのは、役所の中立性や公平性の立場が考慮されていることが主な理由と考えられます。これは、それぞれの施設の敷地内であり、国土交通省の通達の範囲ではありませんが、広告の掲出が地域活性化の取り組み（イベント）の費用に充当されるのであれば認めていこうという点で、通達で示されている内容と同じ考え方になるのではないかと考えています。

官公署を条例で禁止地域としていない自治体もあり、例えば横浜市や福岡市では、イベントに関係なく積極的に広告物を掲出して自治体の収入としている事例もあります。

次に、オ・カ・キは、国土交通省の通達や規制緩和とは別の視点での課題です。

オで禁止物件・禁止地域における自家用広告物の規制についてです。

特に景観に配慮すべき地域でなくても、この物件や地域においては、体育館の名称や学校名であっても7㎡を超えて掲出できない取扱いとなっています。施設の規模や用途から自家用広告物であれば、大阪府のように許可申請を行えば、掲出できるようにすることも視野に入れて検討をお願いしたいと考えています。

次にカですが、人、動物に表示される広告物の取扱いについてです。

国が定めているガイドラインでは、適用除外扱いとなっていますが、大阪市での規定はありません。人、動物のように動くものへの許可は、難しいことから国と同じように適用除外としたいと考えています。

最後に輝度の高い照明、LED等の規制についてです。

現在は、大阪市では広告物の明るさに基準は設けていません。市民から寄せられる声では、景観上というより、明るすぎて眠れないなどの苦情が寄せられています。

大阪府の審議会でも、輝度が高いもの、動画、フラッシュ点滅などについて審議されて、景観上だけでなく「光害」という健康被害の観点からも検討が必要であろうということから関係部局と調整しながら、今後の課題とするという結論となりそうです。「光害」は、まだまだ認知されておらずどれくらいの輝度や照度、点滅であれば、健康被害につながるのか等について十分な検証がされていないことから、今すぐには、規制の基準を設けることは困難かと考えていますが、課題として挙げているところです。

以上、事務局より資料に基づきご審議いただきたい項目を説明させていた

できました。ご審議よろしく申し上げます。

- 舟橋座長  
ありがとうございました。何かご質問・ご意見等はございますでしょうか。
- 山崎委員  
歩道橋の広告掲出についてですが、これは内側だけですか？外側については考えておられないのですか？
- 石川路政担当課長代理  
はい。内側のみで、外側には考えていません。
- 山崎委員  
ということは、歩行者対象ということですね。
- 石川路政担当課長代理  
そういうことです。
- 細田委員  
禁止地域についてですが、市役所や区役所は禁止地域になっているのですが、この他にエリアとして禁止しているところはあるのですか？
- 石川路政担当課長代理  
屋外広告物の景観形成地区というもので、長堀地区や大川地区のように通常の規制より厳しくしているエリアはあります。  
掲出してはいけない地域としては、新幹線沿線や阪神高速沿線が禁止区域とされています。
- 歌委員  
他より厳しくしているところは、長堀と大川だけですか？
- 石川路政担当課長代理  
条例の中で規制しているのは、この2地域で、他にはガイドプランとして誘導基準を設けています。
- 舟橋座長  
御堂筋には何も無いのですか？

● 石川路政担当課長代理

御堂筋は景観規制を行っている部署で、別の基準を設けています。それは屋外広告物の許可基準より厳しいものとなっています。

● 舟橋座長

ここでお願いなのですが、屋外広告物と景観の兼ね合いが大変複雑ですので、その関係性を整理したものをご用意いただけたらと思うのですが。委員の皆さんもそこがよくわからないままだと、議論がうまくいかない恐れがありますので。

● 石川路政担当課長代理

了解しました。

● 舟橋座長

ア～キまで分類していただいておりますが、今日の議論で扱っていく上で、判断しやすい議題とそうでない議題に分かれるように思うのですが。オやカの適用除外については、どちらか判断してしまうしかないと思いますし、キに関しては、専門的な勉強が必要であると思います。

● 山崎委員

移動物につける広告については、最近兵庫県で動きがあるようです。それと、ここ2週間くらいの間には大阪市内で見たのですが、大型車が全面広告を付けて走っています。音も出ているし、広告としては大変良くないと思います。いくら静止する看板を規制しても、移動する広告物がやってきて、そこに置いておいたら、結局は同じことですからね。

● 歌委員

車体利用する広告といえば、電車なんかもよくありますよね。

● 山崎委員

今、大阪府の審議会では、この電車の広告が話題になっています。特にモノレールは遠くからでもよく見渡せますからねえ。

● 歌委員

大阪市の地下鉄でも広告がついていますよね。

● 石川路政担当課長代理

地下鉄も屋外を走行する場合は、車体利用広告物の許可を取っていただいています。ただ通過するだけの場合は、対象外とし、起点終点が大阪市内にある場合にのみ許可が必要としています。

● 舟橋座長

結局は公共空間に私的な活動がどこまで許されるのかという議論になってきますね。日本は建築物の壁面については、私的財産というイメージが強いが、道を歩いていたら否応無しに目に付くもので、公共性が高いものでもあります。だから広告を出したがる訳で、広告というものは、常にこういったジレンマを抱えたものであるのかも知れないですね。

● 歌委員

最近急速に発展していつているLEDについてですが、景観に与える影響が大きいので、放置するのではなく、この会でどこまでできるかはわからないですが、何らかの検討はすべきであると思います。

● 山崎委員

LEDなんかの技術的な手法は、我々の仲間プロがおりますので、その際には言っていただければ、ご説明いたします。

● 歌委員

やはりそういう専門的な知識を得て、方向性を決めておくなどの、何らかの議論は必要だと思います。

● 山崎委員

我々が一番危惧しているのは動画です。これが屋外広告物であるのは間違いないですが、これを屋外広告物というハード面での規制をかけるのか、動画を動かすためのソフトにまで踏み込んで規制をするのか。

またLEDは使い方にもよってきます。内照の光源として利用するには適している。省エネにもなりますし。

● 橋本路政担当課長

屋外広告物の要件になっている「常時一定期間継続して」という概念にあてはまらないものが近年どんどん出てきておりますので、皆さんもそういった感覚を持たれるのではと思います。

想定外という意味合いではこれと同様の、人や動物に表示される広告についても、今後検討していかなければならないのではないかと考えております。

● 細田委員

先ほど出ましたが、鉄道の広告ですが、実は私は悪くないと思っているんです。あれで季節感を感じることもありますしね。だから、期間を限定すれば、ある程度コントロールできるんじゃないかと思っています。

● 舟橋座長

適用除外のオの方ですが、これはどうですか？現状の規制だと、学校や体育館なんかには、その施設の名称であっても7㎡を超える表示はできないということですよ？それを少し緩めてはどうかとのことですが。

● 石川路政担当課長代理

現実問題として、大きな体育館のような建物に、その建物の大きさに見合った形で名称を表示しようと思ったら、7㎡くらい超えてしまうと思うんです。市内では私立の学校なんかは、校舎自体がビルになっているようなところも多いです。現実的な規制になっていないという気がします。許可制にして、許可をとったら表示できるようにできないかと思っています。

● 歌委員

これは今、文字という前提でお話されていると思うのですが、もしこれが絵だったらどうなるのですか？

● 山崎委員

その判断は建築基準法や景観条例とかも関わってきますよね。

● 橋本路政担当課長

広告物というのは、なんらかのイメージを公衆に伝えるものですので、その絵が何を伝えるのかという議論になります。

● 舟橋座長

ロゴなんかはどういう扱いですか？

● 石川路政担当課長代理

ロゴも広告にあたります。

● 舟橋座長

ということは、現状では7㎡を超えてはいけないということですね。

- 歌委員  
文字のバックに絵が描かれている場合などはどう扱われているのですか？
- 石川路政担当課長代理  
わかりやすい例としてコンビニの看板があるのですが、あれはコンビニの名称が書かれている部分だけを広告とするのではなく、帯状の部分全体を広告物とする取り扱いをしています。
- 山崎委員  
しかし7㎡というのは、今のビルの大きさからしますとあまりにも小さいですね。
- 石川路政担当課長代理  
禁止地域とはいうものの、このままでは運用がかなり難しいと思います。
- 歌委員  
一時的なものだったらいいんですか？例えば1日だけとか。
- 石川路政担当課長代理  
広告物の定義にある「一定期間継続して表示される」の「一定期間」が、何日なのか何時間なのかという定義は、法の中で示されていないので、厳密に言えば一時的でも広告物にはあたります。
- 山崎委員  
デパートなんかでよく大売出しとかの懸垂幕を、その期間中だけ掲出するために、枠を取り付けている例なんかがあります。中身だけその時節に合わせて変更していますが。
- 石川路政担当課長代理  
そういったものは、広告物を掲出する物件ということで、枠自体を許可の対象としています。
- 舟橋座長  
許可を取れば、掲出できるんですか？

- 石川路政担当課長代理  
今の例で出ているようなデパート等の商業施設は禁止物件、禁止地域に指定していませんので、許可をとっていただければ掲出は可能です。
- 舟橋座長  
今日の資料で言いますと、4ページや5ページにその禁止物件や禁止地域が書かれていますね。
- 歌委員  
この博物館や記念館は、民間がやっているものも含むのですか？
- 石川路政担当課長代理  
明確な規定はありませんが、禁止にしている趣旨から公的な色彩が強いものになるかと考えております。
- 歌委員  
条例が作られたときには、こんなに民間の施設ができることは想定されていなかったんでしょうね。
- 舟橋座長  
今、問題とされているのは、公的な施設ということになるんですね。
- 石川路政担当課長代理  
官公署を禁止地域としている本市と対照的な例として、横浜市なんかは区役所の壁面などに広告をつけて、収入を確保しようとされています。それでも景観上の観点から掲出できない場所等は決めておられるのだと思いますが。
- 山崎委員  
今、首都高速も橋脚に広告をつけるようになっていきます。橋の維持管理の経費を捻出するためだそうです。ですから大阪もこれからこんな方向に向かっていくのではないかと。
- 石川路政担当課長代理  
大阪府での事案ですが、歩道橋に案内標識として大規模な商業施設名の名称をつけているケースがあります。広告ではなく、あくまでも交通渋滞を緩和するための標識という位置付けですが。そして、この企業に広告費用を支払わせるのではなく、橋を塗り替える費用を負担させるという手法をとつ

ているようです。

● 歌委員

橋脚なんかはね、そのままだと殺風景なので絵を描くとか、何かしているほうが私はいいと思いますよ。落書きの防止にもなりますしね。しかも収入にもなるとのことなら、市も規制緩和していてもいいと思いますが。

● 橋本路政担当課長

交通面からの安全の確保ということが課題になると考えられます。

● 歌委員

要は運転者の目を奪うからよくないということですか。ではこれがもし、ペインティングだったらどうなるのでしょうか。白だったらいいけど、赤だったらだめという話になるのですかね。

● 石川路政担当課長代理

信号の色は避けるようにというのが交通管理者の意見です。

● 歌委員

安全という一観点から物事を見て、一律に規制してしまうのはやはり良くないと思います。

● 舟橋座長

この資料のエのところは、市役所なんかの公的な施設に広告をつけることはどうかというお話ですよ。

● 橋本路政担当課長

特に近年、自治体の財源確保の必要性が高まっていることが背景にあると考えられます。

● 歌委員

これからは自治体もそうあるべきですよ。そういう意味では広告という概念も変わっていくのでしょうか。なんせお金を取れるわけですから。

● 橋本路政担当課長

そうですね。ただ市役所の壁に企業の広告がついている状況はどうなんだろうというのがあります。緩和する方向にあると言いましても、時期を限定するとか段階的にできないものかと考えております。

- 石川路政担当課長代理  
例えば光のルネッサンスとかのイベント期間に、イベントに供する形での広告掲出などがあるかと思うのですが。
- 山崎委員  
私としましては、商都大阪がこのような状況から立ち遅れて欲しくないのですが。もっと主導的に進んでいってほしいですね。そういう意味では横浜は先を行っているなと思います。
- 舟橋座長  
横浜の具体的な事例なんかはお持ちなんですか？
- 石川路政担当課長代理  
ホームページ等で一般に公開されているものは用意できます。次回参考にお持ちします。
- 舟橋座長  
収益を上げるということと、公共的な団体や施設という公共性との兼ね合いの議論になりますね。これが資料のエの項目の中心で、今までなかった事案をこれからどう考えていくかということですね。  
資料のア・イ・ウの方は国交省の通達にもあったように、今まで国や地方自治体が管理していたものの維持費の捻出のために広告掲出を認めるといったものですね。伝統的に道路管理者は私的なものを厳しく禁じてきましたが、それを一定緩和するものですね。
- 石川路政担当課長代理  
国自身はこの通達を受けて、御堂筋オープンフェスタというイベントの際に、バナー広告の掲出を認める取り扱いをしています。
- 舟橋座長  
この通達のとおり動こうとしましたら、協議会というものを作らないといけないんですね。
- 橋本路政担当課長  
広告物を許可するにあたって何でもいいわけではなく、通達の中にもありますように、まず地域の公共的な取組みへの費用充当というのが大前提になっております。  
まず一つ目には広告収入は、公共的な取組みの費用に充当されることが条

件です。

そして当然のことながら、道路としての本来の機能を失わないような形でなければなりません。

そして、3つめに先ほど座長がおっしゃられたような関係部署で連絡協議会を作り、そこで諮る必要があるとされています。その連絡協議会の構成ですが、道路を管理する道路管理者、これは大阪市の場合は我々です。道路交通を管理する交通管理者、これは警察です。屋外広告物担当部署、これも本市の場合は我々です。それと大阪市の別の局になりますが景観担当部署。それとまちづくり担当部署です。

ただこの通達は方向性が示されているもので、実際に運用するにあたって、具体的にどう進めていくかが今後の課題であると考えています。

● 舟橋座長

なるほど。手続き的な話になりますが、この場で審議がされて、いざ広告物を掲出するという事になれば、この協議会というのは開かれるのでしょうか？

● 橋本路政担当課長

そういうことになります。

● 舟橋座長

なるほど。資料のウの商店街のアーケードに広告物をつけるという案件は、まだ比較的単純であると思います。アーケードなんて好きにやればいいのに、と個人的には思ってしまうですね。

● 橋本路政担当課長

確かに、アーケードがあるような道路については、交通規制がかけられていることが多く、そういう意味では他の案件、道路照明灯や歩道橋なんかの場合とは異なってくるかと思えます。ただ道路という公共空間であるということには違いないのです。

● 舟橋座長

なるほど。しかし、この通達自体が逆説的ですね。「公共的な取組み」だったら税で賄えばいいじゃないのというのも一つの立場ですよ。税ですから公共と言えるのであって。ただ最近では税収入も落ち込んできていますので、そうは言っておられない状況があるのでしょうか。この通達自身に何か矛盾を感じてしまいますねえ。まあ、屁理屈言ってるだけで、趣旨はよくわ

かるんですよ。要はお金がないから、広告つけて集めなさいということですよ。横浜市もそうですよね、きっと。

● 石川路政担当課長代理

横浜市は特にイベント関係なんかは、それをすることが集客になるし、地域の活性化に繋がるだろうという考えのもとにされています。

● 舟橋座長

この「公共的な取組み」というのは、基本的にはイベントを想定されているのですか？

● 橋本路政担当課長

国交省の通達では両方想定されています。経常的に広告をつけて、維持管理費を捻出するものと、イベント開催時なんかの一時的なもの両方考えておられるようです。

● 舟橋座長

なるほど。それではイベント費用に充当するだけではなく、日常の維持管理費用にも充当されるものも含むということですね。よくわかりました。

初回ですので、この場でまとめてしまうのではなく、皆さんに積極的にご議論いただきたいと思って進めてまいりましたが、時間ですので次の議題であります「電柱広告の許可基準の見直しについて」に参りたいと思います。事務局の方から説明お願いできますでしょうか。

● 石川路政担当課長代理

資料といたしましては、資料集の8にまとめてあります。前回の審議会の説明とも重複いたしますが、許可基準の制定経過につきましては、昭和42年に開催された第3回、第4回屋外広告物審議会の審議を経まして、昭和43年の7月10日に広告物の許可基準を定めました。それ以降、電柱広告の許可基準の見直しはされていません。

今回基準の見直しを検討いただく経過ではありますが、大阪府の電柱広告協議会から基準の緩和要望を受けまして、現在、大阪府屋外広告物審議会で基準の見直しが検討されています。大阪市では、基準の制定当初から大阪府と同一の基準を採用しており、現在も大阪府下では統一されていることから、大阪府で基準が見直されたら、大阪市でも見直しが必要であると考えております。

現在の基準についてですが、縦の大きさは地上からの高さが2.3mから3.5mまでの間に取り付けることということになっておりますので、実質1.2

mとなります。道路占用許可の基準もこれと同様に、縦の大きさ 1.2m以内、路面からの高さが 2.3m以上になっております。大阪府もこれと同様の基準になっております。また、電柱の所有者である関西電力で取り扱いの基準が改正されておまして、縦の大きさ 1.5m以下、路面からの高さ 1.9m以上となっております。

資料 8 に都道府県別の電柱巻き付け広告の基準を載せておりますが、大阪府下での基準が最も厳しい基準となっております。参考としまして、現行の基準と緩和した場合とを比較した写真を掲載しております。

なお、大阪府の動向については、関西電力の基準に合わせて見直すことを審議会答申に盛り込み、8月末に規則改正、9月初旬に施行する予定と聞いております。

また、本市の3月の審議会では、大阪府下で統一する方向で、大阪府が審議されている内容に追随することとするが、一旦は部会で議題として議論を行うこととなっております。

なお、本日の部会の議論を経て、次回審議会でご決定いただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上であります。

● 舟橋座長

ありがとうございました。1.9mの根拠としましては、資料の 8 にもあるように、電柱に車避表示板を取り付けるためということのようですね。高いところにつけるとなぜだめなんですか。

● 石川路政担当課長代理

高いところは、突出看板状のものをつけておまして、それはどちらかということ、車に乗っている人に対して表示しているものなんです。今回の基準を見直す巻き付け状のものは、歩行者に対して表示するもので、もっと低い位置へつけて視認性を上げたいというのが、今回の要望の趣旨です。

● 山崎委員

大阪府や大阪市が他の条例より厳しい条例を作ったというのは、実は関西電力側の事情があったようなんです。昔は電柱にアースをとっていたのですが、それを設置するための技術的な問題があったようです。

今はそういった問題が解消され、今回の関電基準緩和に至ったのですが、大阪府では基準改正への動きがあり、これで大阪市が基準の緩和はだめだということになれば、ドーナツ化という現象を招いてしまいますので、今回の基準改正に何とかご理解いただきたいところです。

● 舟橋座長

この資料を見ていますと、他の都道府県には随分設置位置が低いところもあるんですね。こんなに違いがあるもんなんですね。面白いですね。まあ、この議題はそんなに議論を要することもないと思いますし、専門的な知識も必要ないかと思います。どちらにしろ、この議案も審議会でお諮りすることになりますね。何か質問等ございますか？

● 細田委員

ひとつ気になったのですが、消火栓のマークありますよね。これはどの位置につけないといけないとかいう規定はあるのですか？

● 山崎委員

これは消防法か何かで規定があるんじゃないですかねえ。ただこの標識をつける電柱は、消火栓のあるところの電柱だけですから数は限られますね。

● 橋本路政担当課長

これは法令で定められて表示するものとして、一般の広告物とは違う扱いをしております。

● 山崎委員

電柱に道路標識をつけている場合もありますからね。だから全ての電柱に看板を出せるという訳ではないんですよ。

● 舟橋座長

電柱に看板をつけるにあたっては、大阪市の許可もいるし、関電の許可もいるというこういう仕組みですか？

● 橋本路政担当課長

そうです。

● 山崎委員

関電柱は関電のものでし、昔、電電柱と呼んでいた電話柱はN T Tのものです。

● 舟橋座長

このスクールゾーンの「文」という標識は、これも関電なんかに許可をもらってつけるんですよね？大阪市の教育委員会なんかが。

● 石川路政担当課長代理

基本的には道路管理者がつけることとなります。

● 山崎委員

だいたいこの1.9mくらいまでの間が、違反広告物が一番貼られやすいところなんです。だから関電さんもいろいろ工夫なさってて、塗料を特殊なものにしたり、ぶつぶつのあるものを巻き付けたりしています。

今回この位置に広告をつけさせてもらうのですから、管理を我々業界でしていかないといけないということになります。

● 舟橋座長

今日はいろいろ質疑応答いただいてありがとうございました。時間の都合もありますので、次回以降の進め方についてお諮りしたいのですが。次回はもっと的を絞った議論をしていきたいと思っておりますので、今日、宿題というか、追加で資料をお願いしたところを、事務局の方でご用意お願いします。今日の議論を整理していただきまして、次回は議論を進めて参りたいと思います。ありがとうございました。